

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十年十月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヤマダ電機テックランド津山店
所在地 津山市河辺字川原ノ久保七五六〇一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 さくらタクシー有限会社
住所 津山市一方一二
代表者の氏名 代表取締役 中島 重信
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
株式会社ヤマダ電機
（変更前）群馬県前橋市日吉町四丁目四〇一一一
（変更後）群馬県高崎市栄町一一一
- 4 変更年月日
平成二十年七月一日

二 届出年月日

平成二十年十月八日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成二十年十月十七日から平成二十一年二月十七日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課